

伊方原発訴訟の頃

川野眞治(元京大原子炉)

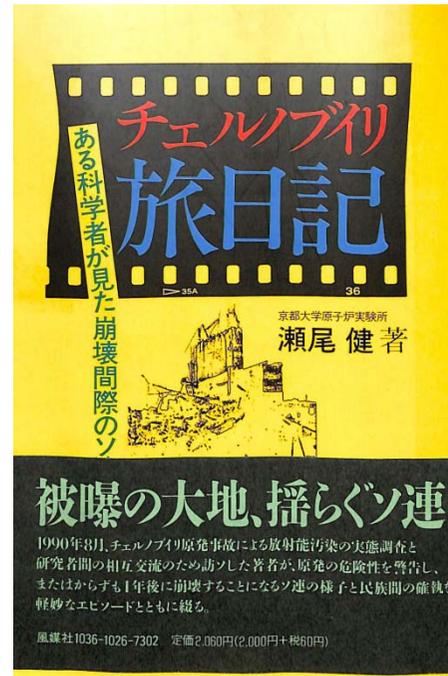
京大原子炉(職場)関連年表

- 1957 英 ウィンズケール火災、避難勧告なし、INES: 5
- 1960年 建設地熊取に決定 第1次安保闘争
- 1963年 京大付置研原子炉実験所設置
- 1964年 臨界 小林さん、海老澤さん助手として原子炉へ
- 1966年 瀬尾さん助手として原子炉へ
- 1968年 5000 kW出力上昇 大学闘争始まる
- 1969年 川野、助手として原子炉へ
- 1970年 敦賀1号、美浜1号運開、翌71年福島第 I 1号運開
- 1973年 伊方原発設置許可取り消し訴訟
- 1974年 小出さん原子炉へ
- 1976年 今中さん原子炉へ
- 1978.04.25 松山地裁原告敗訴判決
- 1979 TMI原発事故 炉心溶融、避難勧告、INES:5
- 1984.12.14 高松高裁原告敗訴
- 1986 チェルノブイリ原発事故 核暴走事故 避難勧告, INES:7
- 1992.10.29 最高裁上告棄却
- 1999日本 JCO事故、臨界事故 避難勧告、INES: 5
- 2011 福島第一事故、複数炉心メルトスルー 避難勧告、INES:7

熊取の仲間たち(2008年MBS 映像'08)



瀬尾 健さん(1940~1995)



瀬尾さんの思い出

瀬尾さんの思い出

一九九五年秋

編集後記

瀬尾さんの記憶をできるかぎり丸ごととどめたいと、この追悼文集の作成をはじめました。しかし、言葉にならない記憶、文字にはできない記憶が多すぎ、できあがったこの文集は瀬尾さんのほんの一面をとどめるだけのものに終わってしまいました。それでも、この本を手にした方々が、それぞれに瀬尾さんの豊かで、まっすぐで、強靱な生き方を再度心に留めて下さるものと思います。

この文集に文章を寄せて下さった方々には、この場を借りてお礼を申し上げます。

一九九五年九月上旬

京都大学 原子炉実験所 原子力安全研究グループ

今中 哲二

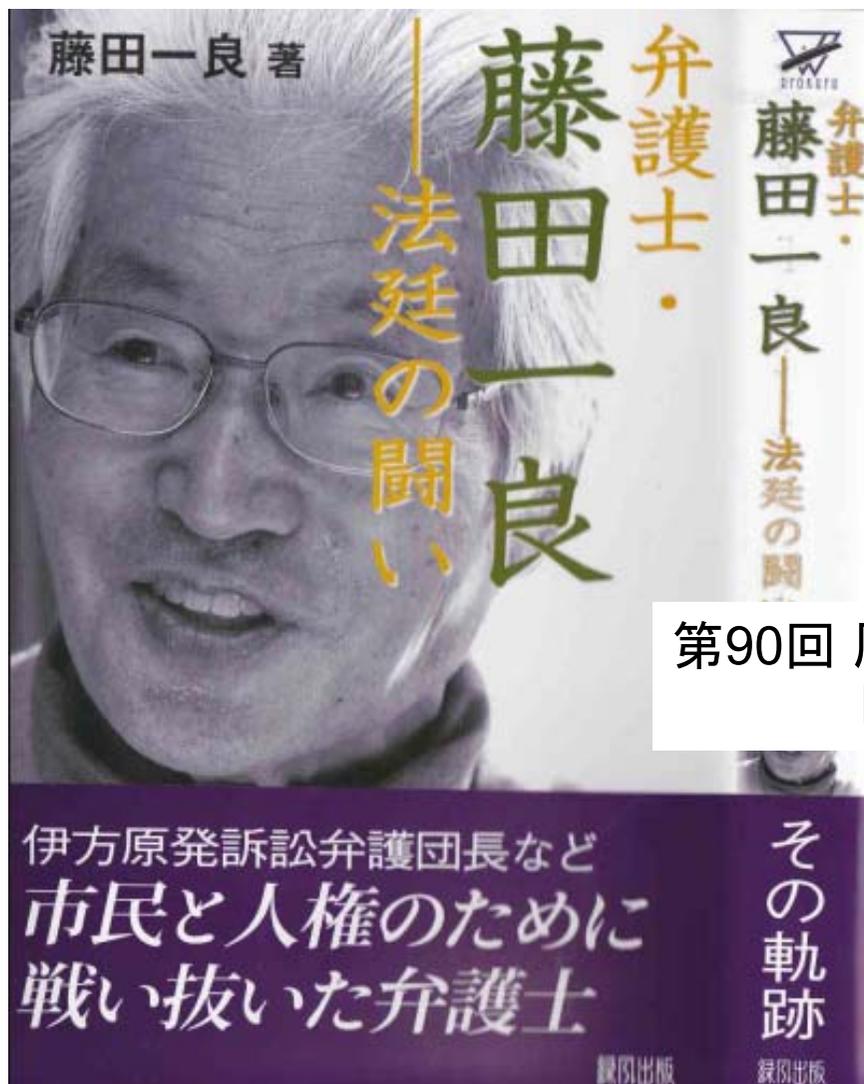
海老沢 徹

川野 眞治

小林 圭二

小出 裕章

藤田一良弁護士団長(1929～2013.8)



第90回 原子力安全問題ゼミ(2002年12月16日)
「伊方反原発裁判」はじまりの頃

伊方裁判の経過

- 1972.11.28 設置許可処分
- 1973.01.28 異議申立
- 05.31 棄却
- 08.27 松山地裁に許可処分取消行政訴訟提訴(原告35名)
- 1978.04.25 原告敗訴判決
- 04.30 高松高裁に控訴
- 1979.03.28 スリーマイル島原発事故：
苛酷事故(冷却失敗炉心溶融)
- 1984.12.14 原告敗訴
- 12.27 最高裁に上告
- 1886.04.26 チェルノブイリ原発事故：
苛酷事故(核暴走炉心溶融)
- 1992.10.29 上告棄却

愛媛新聞

発行所 愛媛新聞社
社址 愛媛県松山市本町1丁目1番地
電話 7700
創刊 明治27年(1894年)8月1日
定価 100円(税別) 1973

「原発設置許可取り消せ」

伊方町反対派 国相手取り訴訟



松山地裁民事訴訟事務室に訴状を提出する伊方町反対派(右端)ら

「安全性」に問題

法律論争で決着へ

松山地裁

【松山27日共同通信電】伊方町民の反対派が、松山地裁に訴状を提出し、原子力発電所建設の安全性に問題があるとして、建設許可を取り消すよう求めた。町民の反対派は、建設許可を取り消すよう求めた。町民の反対派は、建設許可を取り消すよう求めた。

訴状の要

建設許可を取り消すよう求めた。町民の反対派は、建設許可を取り消すよう求めた。町民の反対派は、建設許可を取り消すよう求めた。

伊方町民の反対派が、松山地裁に訴状を提出し、原子力発電所建設の安全性に問題があるとして、建設許可を取り消すよう求めた。町民の反対派は、建設許可を取り消すよう求めた。町民の反対派は、建設許可を取り消すよう求めた。

たゆまぬ運動の結果

伊方町民の反対派が、松山地裁に訴状を提出し、原子力発電所建設の安全性に問題があるとして、建設許可を取り消すよう求めた。町民の反対派は、建設許可を取り消すよう求めた。町民の反対派は、建設許可を取り消すよう求めた。

原子力政策問う

「憲法論」は補強手段

【松山27日共同通信電】伊方町民の反対派が、松山地裁に訴状を提出し、原子力発電所建設の安全性に問題があるとして、建設許可を取り消すよう求めた。町民の反対派は、建設許可を取り消すよう求めた。町民の反対派は、建設許可を取り消すよう求めた。

国相手取り 提訴 愛媛新聞 1973.08.28

住民の主張

- 1.潜在的危険性があまりにも大きく、重大(苛酷)事故は人々の健康と環境に取り返しのつかない被害をもたらす
- 2.被曝労働と云う命を削るような労働：労働そのものの中に差別的な構造を内包
- 3.平常時でも一定の放射能を環境中に放出し、環境汚染と健康被害の可能性
- 4.放射性廃棄物の処分の見通しが立っていない
- 5.核燃料サイクルの要、プルトニウムは毒性があまりにも強く、利用は核兵器拡散をもたらす
- 6.原子力推進のため、情報の統制が進み、社会そのものの表現の自由が失われる：原子力帝国（ロベルト・ユンク）

以上は、半世紀近く経った今日まで未解決の原子力をめぐると本質的な問題である。

原告側証人

藤本陽一	早大	危険性と大事故
柴田俊忍	京大	圧力容器
海老澤徹	京大	ECCS
川野眞治	京大	蒸気発生器
佐藤 進	京大	蒸気発生器
市川定夫	京大	低線量被曝
荻野晃也	京大	地震、立地
槌田 劭	京大	燃料棒
久米三四郎	阪大	原発の本質的危険性
星野芳郎		技術論、経済性
大野 淳	東京水産大	温排水
生越 忠	和光大	地質、地盤の劣悪性
原告本人	広野、川口、矢野、井上、佐伯	

被告、国側証人

内田秀夫	東大	原子炉の一般的安全性
村主 進	原研	ECCS の信頼性
黒川良康	動燃	放射線防護の考え方
三島良積	東大	燃料の健全性
宮永一郎	原研	放射性物質管理と被曝評価
垣見敏弘	地質調	地質的に見た立地条件
木村敏雄	東大	地質地盤の健全性
大崎順彦	東大	耐震設計の妥当性
児玉勝臣	科技厅	伊方原発の審査手続き

国側は全面的に安全性論争を受けて経つ姿勢を見せた？

伊方裁判では：

被告:規制当局、電力企業
炉心損傷、溶融(苛酷事故)は絶対
ないと主張、工学安全施設で十分、
TMIやChernobyl 事故後でも。「日
本は技術先進国！」

highly developed technology until
March 11, 2011.

松山地裁 不可解な裁判長交代

松山地裁判決 請求棄却 1978年4月

裁判を指揮した村上裁判長は、割合積極的で現地での調査や国側の文書開示も進めてきた。ところが証人尋問終了後、判決前に**不可解な裁判長交代**があり、1度も法廷に姿を見せず体調不良と云うことで更に別の裁判官に交代 3人目の柏木裁判長が判決を書いた。専門的な科学論争が闘われた訴訟判決を事実審理を担当しなかった裁判官が国側の主張を引き写した判決文を書いたのである。

「辛酸」の墨書に怒号

命の限り反対と

【松山】「原告の請求を棄却する」四年八か月に及ぶ住民の訴えは、「棄却」の二字の前に消え去った。全国で初めて原子炉の安全性をめぐって争った伊方訴訟は原告住民側の敗訴に終わった。法廷内には声にならないとよめきが起こり、口を開いた原告の顔に失望の色がありありと浮かんだ。



棄却に涙をおさえながら「辛酸入佳境」の墨書を掲げる広野さん（松山地裁前で）

松山地裁敗訴

闘い15年 4秒で「棄却」

伊方原発 控訴審 72歳原告ら唇かむ

「やはりだめか……」十四日、雨にぬれる高松高裁。控訴から十一年四月、再び（権力） がんご（悪者）に

「請求を退けられた伊方原発訴訟」と南伊予方言を筆頭に書いた、無念のほりを怒りア像に再度大きな疑問符を突

イル島（T.M.I）事故を機に「原子の火」というユートピアだけに、予想され

きつけ、闘ってき

ち。昨春の突然の結審

及ぶ弁論再開申し立

判所からは何の反応

ただ、老闘士たち

さを感さなかった。

午前十時半、高松

六階の第二号法廷。

裁判長の低く、よく

延内に響く。「本件

却する……」。わずか

文朗読。きつしり埋

席からもれるため思

対闘争のけん引者と

た伊方原発反対八幡

和連絡協議会会長の

野房一さん（ミガ、

小柄な体を震わせた

には昨年十一月、七

死した地元、愛媛

郡伊方町の元町長で

を務めた川口寛之さ

だった三人のふろし

だ遺影も。十二年

時、また若者だった

かり「おやじ面」に

宇和郡保内町の磯津



●「げどう がんごに屈す」と書かれた紙をかけた無念の表情の堀内三千男さん（高松高裁前で14日午前10時35分）「これからも闘いは続けます」と記者会見で語る広野房一さん（右から2人目）

高松高裁 本件控訴を棄却する

南伊予方言 げどう:権力、がんご:悪者

被 上 告 人

通商産業大臣 渡部 恒

三

右 指 定 代 理 人

佐 治 輝

好

右当事者間の高松高等裁判所昭和五三年行(コ)第四号伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件について、同裁判所が昭和五九年一月一四日言い渡した判決に対し、上告人らから全部破棄を求める旨の上告の申立てがあった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人新谷勇人、同井門忠士、同石川寛俊、同井上英昭、同浦功、同岡田義雄、同奥津亘、同菊池逸雄、同熊野勝之、同崎間昌一郎、同佐々木齊、同里見和夫、同柴田信夫、同菅充行、同田原睦夫、同田中泰雄、同仲田隆明、同中元視暉輔、同畑村悦雄、同平松耕吉、同藤原周、同藤原充子、同分銅一臣、同本田陸士、同三野

最高裁判決 上告棄却

伊方訴訟で指摘した殆どの事故が起きている：**伊方訴訟の先見性**

多発した蒸気発生器細管損傷(70年代)

TMI事故(炉心溶融事故、SA、1979年3月)

チェルノブイリ事故(核暴走事故、1986年4月)

美浜2号蒸気発生器細管ギロチン破断(91年2月)

東海再処理工場アスファルト固化施設火災・爆発(97年3月)

JCO臨界事故(作業員死亡99年9月)

東電データ捏造、事故隠し(2002年)

美浜3号、2次系配管破断事故(作業員死亡、04年8月)

・・・

そしてとうとう、

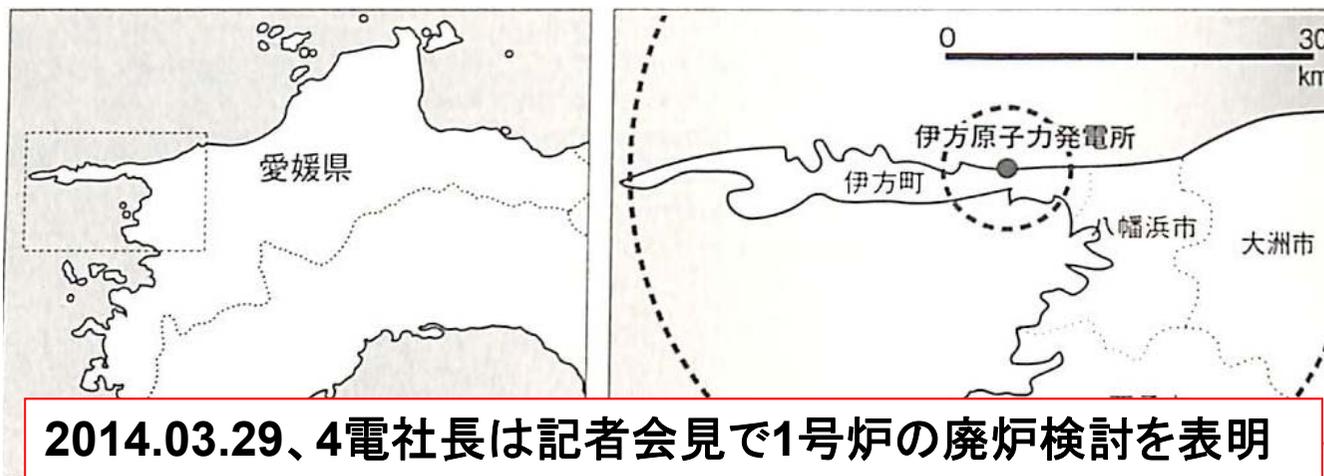
福島第一、原発震災複合事故

(複数炉心メルトスルー、2011年3月)

伊方裁判では：

被告:規制当局、電力企業
炉心損傷、溶融は絶対ないと主張、
工学安全施設で十分、TMIや
Chernobyl 事故後でも、「日本は技術
先進国！」
「苛酷事故は起こらない」絶対安全の
過信と思い込み
司法が行政に従属

伊方原発の今



2014.03.29、4電社長は記者会見で1号炉の廃炉検討を表明

	伊方1号	伊方2号	伊方3号
炉型	PWR	PWR	PWR
電気出力(万 kW)	56.6	56.6	89.0
熱出力(万 kW)	165.0	165.0	266.0
運転開始	1977年9月30日	1982年3月19日	1994年12月15日
第1次公開ヒアリング	—	—	1982年11月18日
電源開発調整審議会決定	1972年2月25日	1975年3月17日	1983年3月18日
第2次公開ヒアリング	—	—	1985年10月4日
原子炉設置許可	1972年11月29日	1977年3月30日	1986年5月26日
着工	1973年6月	1978年2月21日	1986年11月1日
臨界	1977年1月29日	1981年7月31日	1994年2月23日
建設費(億円)	774.0	1255.0	3190.0
建設単価(万円 /kW)	13.6	22.2	35.8

福島第一原発事故などなかったかのように

再稼動への動き：

川内1、2号、伊方3号、高浜3、4号・・・

建設中：大間、東通、島根3号

エネルギーのベスト・ミックス論

原子力村の復活

福島事故：

現状はなお収束せず

事故原因の究明には後ろ向き

誰も責任を取らない

とは云え誰も現実を否定できない

あきらめず粘り強くできることをやろう

ご清聴、ありがとうございました

2015.02.27 川野真治